

受講料 テキスト代など8千円程度
申込×切 12月7日(金)

※県母子寡婦福祉連合会では、母子家庭のお母さんの就労支援を行っています。くわしくはお問合せください。

問合せ・申込先

県母子寡婦福祉連合会
母子家庭等就業・自立支援センター
☎092・584・3931

県緑化センター講習会

期日 ①12月2日(日) ②12月8日(土)
時間 ①②とも13時30分～16時
会場 県緑化センター
(久留米市田主丸町益生田1125)

内容・定員 ①正月に向けた苔玉作り・20人 ②松竹梅盆栽の作り方・30人
材料費 ①千円 ②4千円

申込・問合せ 11月15日(木)から県緑化センターにて電話受付(月)は休み
☎0943・72・1193

年末調整説明会

日時 11月14日(水) ①10時～12時

②13時30分～15時30分

対象 ①個人 ②法人

会場 ピーポット甘木 中ホール

※説明会前に年末調整関係資料を送付します。当日は必ず持参ください。

問合せ 甘木税務署☎22・2720

久留米地域職業訓練センター講座 はじめてのイラストレーター(イラストレーターの基本)

日時 11月26日～12月19日 毎週(月)～(水)

司法書士による「女性のための無料法律相談会(事前要予約)」

日時 11月18日(日) 10時～16時

会場 久留米市内

内容 DV問題、多重債務、生活保護など
相談用☎ 092・752・8270

面談予約・問合せ 県青年司法書士協議会
☎092・752・8270

司法書士による「全国一斉未払賃金・サービス残業トラブル電話相談会」

日時 11月23日(祝) 10時～16時

内容 賃金や残業をめぐるトラブル

方法 電話相談 費用 無料

問合せ 県司法書士会
相談☎ 092・722・4131

おまひせり

振り込み詐欺に注意しましょう

「振り込み詐欺」や個人情報などを取得する手口は、ますます巧妙化しています。このような通知、電話があっても無視をし、住所や電話番号などの個人情報は一切教えないでください。不審なことがあったら、ご相談ください。

連絡先 役場農林商工課

☎42・6614

県消費生活センター

☎092・632・0999

家庭教育アドバイザー無料派遣

子育ての悩みや不安はありませんか。また、子育てのサポートをしてみようと思いませんか。

9時30分～12時(全8回)
定員 19人 受講料 1万6千円
エクセルステップアップ(関数・入力規則など実務機能習得)

日時 11月26日～12月19日 毎週(月)～(水) 18時30分～21時(全8回)

定員 19人 受講料 1万6千円

ワード入門(文書作成の基本・初心者向け)

日時 12月3日～1月21日 毎週(月)～(水) 13時30分～16時(全12回)

定員 19人 受講料 2万千円

※先着順に受付、定員になり次第×切
会場 久留米地域職業訓練センター
(久留米市東合川5・9・10)

申込 電話予約制

問合せ 久留米地域職業訓練センター
☎0942・44・5201

☎0942・43・2964

相談

教育相談

電話相談、面接相談

日時 毎週(月)～(金) 9時～17時

メインアドバイザーによる面接相談

日時 調整し面談日を決定

会場 甘木・朝倉市町村会館

※事前に電話予約が必要です。

問合せ 甘木・朝倉広域圏総合教育センター
☎22・3399

労災保険無料相談

労災年金受給者のみなさんの生活問題、仕事の疲れによる身体や精神の健康

康問題、労災保険の制度上の問題など
ご相談ください。秘密は厳守します。
問合せ (財) 労災年金福祉協会
福岡労災年金相談所
☎092・472・7161

司法書士会福岡南支部秋の法律相談会

日時 11月17日(土) 10時～16時

会場 杷木町老人福祉センター
(朝倉市杷木寒水99・2)

内容 登記に関する相談、悪質商法などの消費者問題、多重債務問題、訴訟、成年後見など

問合せ 県司法書士会福岡南支部
☎092・923・0678

働く人のなんでも労働相談

日時 11月17日(土) 10時～19時

(弁護士による法律相談は15時から)

会場 えーるピア久留米2階

内容 労働問題全般に関する相談と弁護士による助言

対象 勤労者とその家族など関係者

費用 無料 予約 不要

問合せ 県筑後労働福祉事務所
☎0942・30・1034

「性の健康週間」時間外無料検査・相談

検査日 11月27日(火) 16時～20時

結果通知日 12月4日(火) 17時～20時

会場 県朝倉保健福祉環境事務所2階

※毎週(火)の9時～10時にも検査、相談を実施しています。

問合せ 県朝倉保健福祉環境事務所健康対策課 ☎22・3964

化への取り組みに理解を深めてもらうため、「国税電子申告・納税システム(e-TAX)」の周知および利用促進」に取り組みます。

問合せ 甘木税務署☎22・2720
国税庁HP www.nta.go.jp

福岡県最低賃金のお知らせ

1時間 663円

効力発生日 10月28日

問合せ 福岡労働局労働基準部賃金課
☎092・411・4578

知っていますか?

「児童の権利に関する条約」

1989年の国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」が、わが国で1994年発効しました。この条約は、18歳未満の全ての子どもの権利や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を図り、その健全な成長や幸せのためにつくられたものです。その一部を紹介します。

条約の主な内容

○子どもは教育を受け、遊んだり、考えや信じていることの自由が守られるべきです。

○子どもが、自分のことについて意見を述べ、自分を自由に表現し、集いを持つことが認められるべきです。

○家庭環境に恵まれない子どもにも保護と援助が与えられるべきです。

○子どもは、あらゆる差別や暴力、虐待などの不当な扱いから守られるべきです。

問合せ 県生活労働部青少年課
☎092・643・3387

《有料広告》

《有料広告》